

III

資格を取得するために

- | | |
|--------------------------|-----|
| ① 資格の種類 | 220 |
| ② 取得できる各種資格・修了証等一覧 | 221 |
-

- | | |
|---------------------------|-----|
| ① 保育士 | 222 |
| ② 学校図書館司書教諭 | 227 |
| ③ 図書館司書 | 228 |
| ④ 社会教育主事 | 229 |
| ⑤ 学芸員 | 230 |
| ⑥ 環境エデュケーター | 232 |
| ⑦ 日本語教員 | 234 |
| ⑧ 環境再生医初級 | 236 |
| ⑨ I B 教員 | 237 |
| ⑩ ECO-TOP プログラム | 238 |
| ⑪ 樹木医補 | 240 |
| ⑫ 食品衛生管理者および食品衛生監視員 | 241 |
| ⑬ 基本情報技術者 | 242 |
| ⑭ ピアヘルパー | 243 |
| ⑮ キャンプインストラクター | 244 |
| ⑯ 社会調査士 | 245 |
| ⑰ TAPファシリテーター | 246 |
| ⑱ 宗教文化士 | 248 |

資格を取得するためには、自分の所属する学部・学科の卒業要件以外に、定められた科目を履修する必要があります。

「何でもいいから資格が欲しい」といった安易な姿勢ではなく、強い意志と責任感をもって資格取得を目指してください。

本学で取得できる資格は、右ページの一覧表のとおりです。

▶国家資格

国や地方自治体、それに準ずる機関が試験を行い認定する資格。

▶任用資格

所定の科目を修得し、卒業後にその資格に関連する職務に就業した場合に、申請のうえ、取得できる資格。

1 国家資格

- 本学で取得できる国家資格は、以下の4つのタイプがあります（一覧表参照）。

- ① 在学中に指定科目的単位を修得することにより、取得できる資格
- ② 卒業後、申請が必要な資格

*本学の指定している科目的単位を修得し、卒業後その職務に就くことにより申請資格が得られます（任用資格）。ただ、それだけで免許証や資格証書等が発行されるわけではなく、卒業後に所定の場所で申請手続きを取る必要があります。

- ③ 在学中に指定科目的単位を修得することにより、国家試験の受験科目が一部免除になる資格
- ④ 在学中に指定科目的単位を修得することにより、国家試験受験が免除になる資格

2 企業・団体等による修了証など

- 法律に基づく公的な資格ではありませんが、他の免許・資格と組み合わせて取得することによって、付加価値が生じます。
- 在学中に指定科目的単位を修得することにより、証明書が授与されます。
- 資格によっては、履修するための条件が設定されている場合があります。その条件を確認してから履修登録を行うようにしてください。